

迷惑駐車を追放

「ちょっとだけなら・・・。」と駐車した車が、交通渋滞を招き、緊急自動車、路線バス、自転車の通行妨害になったり、高齢者、障害者等の日常生活に悪影響を及ぼします。さらには、交通事故の一因にもなります。

車の利用に伴う社会的責任を認識し、秩序ある駐車を励行することにより、安全で快適なまちづくりを推進しましょう。

迷惑駐車をなくすために!

- 運転者の皆様へ
事前に行き先地の駐車場を調べておき、駐車場を利用しましょう。
- 運送業者の皆様へ
荷物の積み下ろしは、駐車施設、荷捌き場所を利用しましょう。
タクシーの客待ちは、指定された場所で行いましょう。
- 商業施設関係者の皆様へ
荷受けは時間帯が集中しないようにしましょう。
荷捌き場所や来店者用の駐車場所を確保しましょう。
- 工事関係者の皆様へ
資材搬送車両の運行を調整し、道路での搬入待ちをなくしましょう。
工事関係者の駐車場所を確保しましょう。



放置駐車の意味をご存知ですか?

- 駐車とは
車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積み卸しのための停車で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停車を除く。)又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいいます。
- 放置駐車とは
違法駐車と認められた場合における車両であって、運転者がその車両から離れて直ちに運転することができない状態にあるものです。
車両の停止時間の長短、車両から離れた距離の遠近、エンジンを止めているか否か、ハザードランプを点灯しているか否かなどは問いません。



道交法では『貨物の積卸しのための停車で5分を超えない時間内のもの』は駐車定義から除かれていますが、その時間と勘違いしていませんか?